

## 医薬品ハンドブックの一部修正のお知らせ

2014年12月に当センターから発行致しました「パイロットのための医薬品ハンドブック」も、次第に皆様のお手元におかれて活用して頂いてることとします。その中で一部外用薬について修正のご意見を頂きましたので、検討させて頂き、下記のように修正させて頂きたいと思っておりますのでお知らせ致します。

### 第2類の点眼薬、点鼻薬、皮膚外用薬について

1. Aの点眼薬として下記のを追加致します。  
(37ページ最下段に追加となります。)

<u>分類</u>	<u>種類(効能)</u>	<u>主な商品名</u>	<u>注意事項</u>
第2類 市販薬 (外用薬)	点眼薬	スマイルビット、サンテ FX ネオ、 新Vロート	アレルギー疾患 に使用するもの はB分類

2. Bの点眼薬の中で下記のは削除願います。  
(44ページ最上段の点眼薬「主な商品名」の項)

スマイルビット (上記Aに入ります。)

3. Bの第2類外用薬の注意事項欄に、下記の文言を追加致します。  
(44ページの表の右の「注意事項」欄内に追加となります。)

点眼薬、点鼻薬、皮膚外用薬を1週間以上使用する場合は、指定医又は航空産業医に確認等を行う。更に添付文書の記載に準じて判断する。

以上です。

2015年4月1日

一般財団法人 航空医学研究センター